



動産総合保険特約書

平成 27 年 4 月 1 日

特約書番号－11401412430106

(旧 10901412412506)

一般財団法人畜産環境整備機構
共栄火災海上保険株式会社

動産総合保険特約書

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「甲」といいます。）と共栄火災海上保険株式会社（以下「乙」といいます。）とは、甲と乙との間の動産総合保険（以下「保険契約」といいます。）に関する特約を次の通り締結します。

（総則）

第1条 甲は、貸付契約書ならびに再貸付契約書（以下「リース契約書」といいます。）に基づき甲が借受者（末端借受者含みます。以下「丙」といいます。）に賃貸する物件（以下「保険の対象」といいます。）のすべてについて、甲を契約者とする保険契約の申込を乙に申込み、乙は、動産総合保険普通保険約款、電気的事故担保特約、機械的事故担保特約、水災危険担保特約、使用人等の不正行為免責特約、建設・土木・荷役・農・鉱業用機械特約、保険証券記載の特約およびこの特約書の規定により保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払います。

（保険の対象）

第2条 この特約における保険の対象は、別表1に掲げるものとします。

(2) (1)にかかわらず、保険の対象のうちこの特約の適用を受けないことを甲・乙協議のうえ明らかにしたものは除外することができます。

（責任の始期および終期）

第3条 乙の保険責任は、リース契約書に定める保険の対象の検収を終了し丙への引渡しが完了したときまたはリース契約締結時のいずれか遅いときに始まります。

(2) (1)の乙の保険責任はリース契約書に基づく賃貸契約が終了したとき、または、甲の所有権が消滅したときに終わります。

（毎月の通知）

第4条 甲は、前条に定める乙の保険責任が開始されるときには、その保険の対象に関する通知を行うものとします。

(2) (1)の甲の乙に対する通知は1か月分（前月1日から末日までの分とする）を取りまとめて当月10日までにを行うものとします。

(3) (2)の申込みに遅滞または脱漏があった場合においても、甲が事故の故意または重大な過失によるものでないことを証明したときは、乙は、保険金を支払います。
この場合(2)の規定にかかわらず、甲は直ちに通知を乙に行うものとします。

（保険料率）

第5条 この特約に基づく保険契約の料率は、甲と乙が協議し定めた通りとします。

(2) 乙が保険契約の料率を変更する際には、事前の通知を要するものとします。

(確定保険料)

第6条 甲は、第4条（毎月の通知）に基づき取りまとめをした通知分については当月末日までに乙に支払うものとします。

(2) 甲が乙に対して、(1)の期日までに保険料の全部または一部を支払わないときは、乙は当該月に属する保険の対象のうち、支払いのない保険料に対応する保険の対象については、当該保険料を領収されるまでに生じた損害については保険金を支払いません。

(暫定保険料)

第7条 甲は、この特約締結と同時に年間予想保険料の1/6を暫定保険料として乙に支払うものとします。

(2) (1)に規定する年間予想保険料は、この特約書締結前1年間の保険料を基に算出するものとします。

(3) (1)の暫定保険料は特約期間最終月の確定保険料支払に充当精算します。

(保険価額)

第8条 この特約に基づく保険価格はリース契約書に規定する購入価額とします。

ただし、2年目以降については別表2「契約期間別残価率表」に基づき算出した金額とします。

(2) (1)による係数の適用については、賃貸物件のリース期間または経過期間が1年未満であるときもしくはこれに1年未満の端数があるときはこれを1年とみなします。

(保険金額)

第9条 この特約に基づく保険契約の保険金額は前条の規定による保険価格と同額とします。

(支払方法)

第10条 前条の規定に基づき契約されている場合に限り、乙は動産総合保険普通保険約款第1章補償条項第4条（保険金の支払額）(6)の規定にかかわらず、保険金額を限度として実損額を損害保険金として支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、全損の場合を除き乙は1回の事故による損害額から保険引受証に記載された免責金額を控除した残額について、損害保険金として支払います。

(保険引受証の発行)

第11条 この特約に基づく毎月の通知に対する引受については、甲から特に申し出のない限り乙の保険証券の発行を省略し、保険引受証の発行を持ってこれに代えます。

(求償権の部分的不行使)

第12条 丙の責めに帰すべき事故により保険の対象に損害が生じ、乙が丙に対する求償権を取得した場合であっても、乙は当該求償権を行使しないものとします。ただし、損害が丙の故意もしくは重大な過失による場合はこの限りではありません。

(特約の期限)

第13条 この特約の有効期限は、平成27年4月1日より1か年とする。ただし、満期1か月前までに甲・乙いずれからも特約の申し出がないときは、この特約書はさらに1か年延長するものとし、以後これに準じます。

(特約の改廃)

第14条 甲・乙いずれも必要に応じ相手方に対し1か月前の書面による通知によりこの特約の改定または廃止を申し出ることができます。

上記の通り、特約を締結した証として、本書2通を作成し甲・乙それぞれ記名捺印の上各自その1通を所持するものとします。

平成27年 3月25日

甲

東京都港区虎ノ門5-12-1
〒105-0001 ワイコービル2階

一般 畜産環境整備機構
財団法人

理事長 内田 賢一



乙

東京都港区新橋1丁目18番6号

共栄火災海上保険株式会社本店営業本部

部長兼
農林水産推進室長

田中秀明



別表1 動産総合保険対象物件および免責金額一覧表

分 類		免責金額	
経営用 機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	1万円	
	据付固定式のもの	バークリーナ	1万円
		糞尿乾燥機 攪拌機 醗酵装置	1万円
		上記以外のもの	1万円
		FRP製サイロ	1万円
	鉄製サイロ	1万円	
	上記以外のもの	1万円	
	食肉用 機械・装置	運搬用機具（自走式のもの）	1万円
精密電子機器類		1万円	
ショーケース		1万円	
上記以外のもの		1万円	
その他 機械・装置	脊椎吸引機、消毒装置 脊椎彎曲矯正装置 頭蓋破碎装置	1万円	

特約書変更の覚書

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「甲」といいます。）と共栄火災海上保険株式会社（以下「乙」といいます。）は以下のとおり特約書変更の覚書（以下「変更覚書」といいます。）を締結します。

1. 甲と乙の間に、平成 27 年 3 月 25 日をもって締結された「動産総合保険特約書」の「別表 1」に下記内容を追加いたします。


分 類		免責金額
生乳用 機械・装置	精密電子機器類	1 万円
	ショーケース	1 万円
	上記以外のもの	1 万円

2. この変更覚書は、本変更覚書締結日から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

この変更覚書締結の証として本書 2 通を作成し、各自記名押印のうえ、各 1 通を所持します。


平成 29 年 4 月 19 日

甲 東京都港区虎ノ門5-12-1
〒105-0001 ワイコービル
一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 井出道雄



印

乙 東京都港区新橋1丁目18番6号
共栄火災海上保険株式会社
農林水産部長 岸利次



印